

企 発 第 4 号
平成 18 年 4 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

3 月 16 日に貴会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

1. 全般

当基準案は、退職給付会計のうち「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」を示すものであること、また前年 3 月に公布された「退職給付に係る会計基準」の一部改正でも「緊急性の高い」事項の見直しを優先させた（第 15 項）とされるなど、他のパートでも見直しを必要とするものがあると考えられる。

従い、早急に見直し検討対象となっている部分や暫定措置となっている部分に加え退職給付会計自体も見直し頂き、全体としての整合性を整えて頂きたい。

その際には国際的な会計基準との整合性についてもご留意頂きたい。

2. Q1 について

Q1 の記載は主に年金財政計算に係る記載となっているが、会計上の取扱いと混同してしまうような記載になっており分かりにくくなっているため、年金財政計算についての説明であるということをはっきりさせるような書き振りとして頂きたい。

また、年金財政計算の説明部分については、会計上の取扱いとの混同を避けるうえでも、言葉の定義・説明等を加えて出来る限り平易に記載頂きたい。

3. 適用時期について

適用時期を「公表日以後」ではなく具体的年月を明示すべきである。

4. 「(参考) 検討にあたって」について

(1) 「退職給付会計基準の対象外とすべきであるという意見」について

退職給付会計基準の対象外とすべきであるという意見については、退職給付会計基準意見書三 3(1)なお書き①における「企業会計においては、それぞれの部分を区分せずこれを全体として一つの退職給付制度とみなして、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用とすることとした」との姿勢と整合しないこと、および実務上の煩雑性が高まることから、原案通りやはり対象とするのが適当と考える。

(2) 「代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見」について

代行部分の債務を最低責任準備金とすべきという意見に合理性を認めるのであれば、一定の枠組みの中で、選択適用がなされるような制度設計を検討するのが適当と考える。

以 上